

1. 池田市子ども条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 6 号
改正
平成 23 年 9 月 28 日条例第 22 号
平成 30 年 3 月 27 日条例第 6 号

池田市子ども条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 責務（第 4 条—第 8 条）

第 3 章 市の施策（第 9 条—第 15 条）

第 4 章 推進体制（第 16 条・第 17 条）

第 5 章 雑則（第 18 条）

附則

前文

わが国はかつて世界のどの国も経験したことのない超高齢社会に直面している。政府はこの超高齢社会に対応するため、これまで数々の高齢者施策を構築、制度化しており、それは一定の評価を得ている。

しかしながら、高齢化の進展は今後なお拍車がかかることが予測されている。その要因は、高齢者の増加だけにあるのではなく、生産年齢人口の減少にもある。特に近年は出生率の低下が顕著であり、わが国の総人口が今後数年のうちに減少に向かうことは確実であると言われている。

また、子どもを取り巻く社会環境に目を転じれば、子どもが子どもであることを理由に暴力や犯罪の対象となる事件が増加するなど、昨今、その状況はますます悪化している。

我々は、超高齢社会の到来を前にしてともすれば高齢者施策に目を奪われがちであるが、すべての世代が幸福に暮らせる社会が維持されるためには、次代を担う子どもたちの存在と健やかな成長が不可欠であり、そのための施策を充実させることもまた急務である。このことは、わが国全体の問題として取り組まれるべき課題であるが、高齢者施策に比して次世代育成施策には未だ立ち遅れの感があるのが現実である。

このような状況において、住民に身近な行政を担う先端自治体として、政府に先駆けて具体的な次世代育成施策の在り方を示すことには極めて大きな意義がある。

よってここに、本市における次世代育成の基本理念を明らかにするとともに、未来に夢や希望が持てるまちとなることをめざし、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの育成に関し、保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策の基本的事項を一体的かつ総合的

に定め、もって出産、子育てに対する市民の不安や障壁を取り除くことにより、安心して子どもを
生み育てることができ、かつ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会の実現に寄与することを
目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において「地域住民等」とは、地域に居住する者並びに地域で働く者、学ぶ者及び活動
するものをいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校、幼稚園、保育所、認定こども園その他これらに類する
施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 心身ともに健やかに成長する権利、教育を受ける権利その他子どもが有する諸権利が尊重され、
保護されること。

(2) 保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚
し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。

(3) 保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

第2章 責務

(保護者の責務)

第4条 保護者は、自らが子どもを育てる第一義的責任を有することを自覚し、子どもにとって家庭
が、健全な生活習慣及び社会的きまりを守る意識を身に付けるための最も身近で、かつ、大切な場
であるとともに、心身ともに安らぎ、くつろげる場であることを認識し、子どもが健やかで豊かな
人間性を育む基礎となる家庭づくりに努めなければならない。

2 保護者は、子どもに教育を受けさせる義務を負っていることを自覚し、かつ、集団生活を通して
子どもの社会性が育まれることを認識し、地域社会及び学校等と、子育てに関し適切な連携を図る
よう努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第5条 地域住民等は、地域社会が、家庭ではできない体験を通して、子どもの豊かな人間性を育む
貴重な場であるとともに、社会的きまりを守り、社会の一員としての役割を自覚するための実践の
場でもあることを認識し、地域社会における子どもの健全な育成及びそれにふさわしい環境づくりに
主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 地域住民等は、地域社会が有する子育てに関する知識若しくは経験の提供又は地域社会による見
守りなど、子育てを行う保護者に対する支援及び子育ての補完の機能を積極的に発揮するよう努め
なければならない。

(学校等の責務)

第6条 学校等は、集団生活を通して、将来への可能性を開いていくために必要な社会性、基礎学力、
自ら学び、考える力など、生きる力を子どもが心身の発達に応じて身に付ける場としての本来の機
能を十分に発揮するとともに、保護者及び地域住民等による子育てを支援するための地域における
つながりの拠点のひとつとして、積極的に場を提供するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その活動が子どもの育成及び社会に与える影響の
大きさを自覚し、子どもが健やかに育つための安全で良好な環境の創出及び維持に常に配慮しなけ
ればならない。

2 事業者は、事業所で働く保護者がその子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、地域住民等や学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第8条 市は、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子どもを委ねることができる安全で良好な環境の創出及び維持に努めるとともに、子どもの育成に関して保護者、地域住民等及び学校等がそれぞれに有する責務が全うされるよう、保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を積極的に行うものとする。

第3章 市の施策

(基本目標)

第9条 市は、基本理念にのっとり、その責務を全うするため、次に掲げる事項を子どもの育成に係る市の施策の基本目標として定めるものとする。

- (1) 子育て・親育ちを応援する環境づくり
- (2) 子どもを安心して生み育てられることができる環境づくり
- (3) ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり
- (4) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり
- (5) 子どもの人権を守る環境づくり

2 市は、基本理念にのっとり、保護者が生み育てる子どもの数やその発育段階及び子育てをする家庭を取り巻く社会経済情勢等に応じ、最もふさわしい支援を行うよう努めるものとする。

(子ども・子育て家庭への支援)

第10条 市は、前条の基本目標に沿って子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を支援するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 幼保一体化を進め、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的提供
- (2) 家庭における養育支援の充実
- (3) 延長保育、預かり保育、一時預かりなど、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実
- (4) 子育てに関する地域のネットワークづくり
- (5) 子育てに関するNPO、地域ボランティア等による子どもの健全育成の支援
- (6) 世代間交流の推進やひとり親家庭に対する自立支援、障害児施策の充実など、関係機関等との連携

(健康の確保及び増進)

第11条 市は、子どもや母親の健康の確保のための母子保健施策等の充実、乳幼児期からの望ましい食習慣に関する情報提供、小児医療の充実、思春期保健対策など、子どもや母親の健康の確保及び増進に努めるものとする。

(教育環境の整備)

第12条 市は、次代の親を育むため、家庭や子育ての意義についての啓発等に努めるとともに、学校等の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進など、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に努めるものとする。

(生活環境の整備)

第13条 市は、子育てを担う世代に良質な住宅確保の情報提供等を行うとともに、安全な道路交通環境の整備及び公共施設等のバリアフリー化など、子育てをしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

(子育てと仕事の両立の推進)

第 14 条 市は、家庭生活との均衡のとれた働き方等の啓発や支援を行うとともに、放課後児童健全育成事業やファミリーサポートセンター事業の充実など、子育てと仕事の両立の推進に努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第 15 条 市は、子どもを交通事故、犯罪、いじめ、児童虐待等の被害から未然に守る活動を推進するとともに、被害に遭った子どもを支援するためのカウンセリング及び保護者に対する助言を行うなど、関係機関と連携し、子どもの安全確保に努めるものとする。

第 4 章 推進体制

(子ども・子育て事業計画の策定)

第 16 条 市は、第 10 条から前条までに規定する各施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て事業計画を策定するものとする。

(子ども・子育て会議)

第 17 条 次に掲げる事項を調査審議するため、池田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(1) 幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援、放課後児童クラブ等子育て支援に関する事項

(2) 幼保一体化の推進に関する事項

(3) 前条に規定する事業計画その他子ども・子育て支援に関する事項

2 市長は、前項に掲げる事項について、子育て会議に諮問することができる。

3 子育て会議は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、市長及び関係行政機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 子育て会議は、調査審議の結果必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べ、又は必要な措置を講じるよう勧告することができる。

5 市長は、前項による勧告に基づき講じた措置について、子育て会議に報告しなければならない。

6 子育て会議は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

7 前各項に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 28 日条例第 22 号)

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 27 日条例第 6 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2. 池田市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

実施年月日	策 定 経 過
平成 30 年 9 月 18 日(火)	平成 30 年度第 1 回池田市子ども・子育て会議 案件)・第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について (ほか
平成 30 年 12 月 5 日(水) ～平成 30 年 12 月 21 日(金)	ニーズ調査の実施 対象) 0～5 歳までの就学前の児童の保護者 小学校 1～6 年生までの児童の保護者
平成 31 年 3 月 7 日(木)	平成 30 年度第 2 回池田市子ども・子育て会議 案件)・第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査 結果について (ほか
令和元年 5 月 28 日(火)	第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定検討会議 (庁内会議) 案件)・第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について ・教育・保育給付事業、地域子ども・子育て支援事業に係る量 の見込み及び確保方策の設定に向けた今後の進め方について
令和元年 5 月 31 日(金)	保育需要対応等検討委員会 (庁内会議) 案件)・第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について ・教育・保育給付事業に係る量の見込み及び確保方策の設定に 向けた今後の進め方について ・教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制 の確保方策について
令和元年 6 月 28 日(金)	第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定検討会議 (庁内会議) 案件)・教育・保育給付事業、地域子ども・子育て支援事業に係る区 域設定、量の見込み及び確保方策について ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画の構成案について
令和元年 7 月 2 日(火)	保育需要対応等検討委員会 (庁内会議) 案件)・第 2 期子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供 区域及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域並びに量の 見込みと確保内容について ・令和 2 年度以降に向けた量の確保方策について 教育・保育給付事業 一時預かり事業 放課後児童健全育 成事業 ・教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制 の構築について ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画の構成案について
令和元年 9 月 10 日(火)	第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定検討会議 (庁内会議) 案件)・教育・保育給付事業、地域子ども・子育て支援事業に係る量 の見込み及び確保方策について ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画の骨子案等について

実施年月日	策 定 経 過
令和元年 10 月 4 日(金)	保育需要対応等検討委員会（庁内会議） 案件）・第 2 期子ども・子育て支援事業計画について 教育・保育提供区域及び教育・保育給付事業の量の見込み と確保方策について 地域子ども・子育て支援事業の提供区域及び量の見込みと 確保方策について ・教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制 の構築について ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画の骨子案等について ほか
令和元年 10 月 18 日(金)	子どもの貧困対策計画策定検討会議（庁内会議） 案件）・国・大阪府の動きについて ・計画構成案について ・今後の子どもの貧困対策の取組体制等の方向性について ほか
令和元年 11 月 6 日(水)	保育需要対応等検討委員会（庁内会議） 案件）・第 2 期子ども・子育て支援事業計画について 教育・保育給付事業における量の見込みと確保策について 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制 の構築について（ほか）
令和元年 11 月 20 日(水)	令和元年度第 1 回池田市子ども・子育て会議 案件）・第 2 期池田市子ども・子育て支援事業計画骨子案について ほか
令和元年 12 月 25 日(水) ～令和 2 年 1 月 15 日(水)	「第 2 期池田市子ども・子育て支援事業計画（素案）」のパブリックコ メントの実施
令和 2 年 1 月 22 日(水)	令和元年度第 2 回池田市子ども・子育て会議 案件）・第 2 期池田市子ども・子育て支援事業計画（素案）に係るパ ブリックコメント実施結果について ・第 2 期池田市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和 2 年 1 月 23 日(木)	パブリックコメント結果の公表（市ホームページ）

■ 3. 池田市子ども・子育て会議規則

平成 17 年 5 月 23 日規則第 39 号
改正

平成 21 年 3 月 31 日規則第 18 号

平成 23 年 9 月 28 日規則第 23 号

平成 24 年 3 月 30 日規則第 17 号

平成 28 年 3 月 30 日規則第 5 号

池田市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、池田市子ども条例（平成 17 年池田市条例第 6 号）第 17 条の規定に基づき、池田市子ども・子育て会議

（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係市民団体の代表者
- (3) 事業者
- (4) 子育て当事者
- (5) 市民を代表する者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第 3 条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 5 条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 子育て会議に、専門的事項に関して調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、子育て会議の委員をもって組織し、それぞれの部会に属する委員は委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の会議は、部会長が招集する。

4 部会長は、調査審議を行った事項について、子育て会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子ども・健康部子ども・若者政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 18 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 28 日規則第 23 号）

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 17 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 5 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

4. 池田市子ども・子育て会議 委員名簿

令和2年1月（順不同・敬称略）

選出区分		区分内所属役職	氏名	備考
1号委員	学識経験者 (3名)	大阪総合保育大学 学長	大方 美香	委員長
		大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 教授	中川 千恵美	副委員長
		帝塚山大学 現代生活学部 こども学科 准教授	西村 真実	
2号委員	関係市民団体代表 (5名)	池田市民生委員児童委員協議会 主任児童委員長	巽 桂子	
		池田市社会福祉協議会 副会長	和佐 義顯	
		池田市立学校園PTA協議会代表	三浦 美千代	
		池田市私立保育園保護者代表	森川 加菜	~R1.10.30
			土居 静	R1.10.31~
		池田市私立幼稚園連盟PTA連絡協議会 代表	伊藤 美歩	~R1.10.30
角谷 加奈	R1.10.31~			
3号委員	事業者 (2名)	ダイハツ工業株式会社	岡崎 江美	
		連合大阪豊能地区協議会代表	高橋 繁生	
4号委員	子育て当事者 (3名)	池田市立幼稚園園長会代表 池田市立あおぞら幼稚園 園長	佐治 妙子	
		池田市私立保育園代表 中央保育園 学校法人森上学園 理事長	森上 雅也	
		池田市私立幼稚園連盟代表 幼保連携型認定こども園 亀之森幼稚園 ・かめのもり乳児園 園長	名村 啓史	
5号委員	市民を代表する者 (2名)		水野 美奈子	
			土田 麻衣	
計		15名		

※委員任期（平成30年1月30日～令和2年1月29日）

■ 5. 計画策定に係る庁内検討体制

(1) 保育需要対応等検討委員会 参加者名簿

【市長部局】

所属／役職
子ども・健康部長
次長兼子育て支援課長
子ども・若者政策課長
幼児保育課長
部付課長兼なかよしこども園長
部付課長兼ひかりこども園長
子ども・健康部各課 担当者
総合政策部付課長

【教育委員会】

所属／役職
管理部長
次長
総務・学務課長
総務・学務課担当者
教育部長
次長兼学校教育推進課長
教育政策課長
さくら幼稚園長
あおぞら幼稚園長
教育政策課担当者

(2) 子どもの貧困対策計画策定検討会議 参加者名簿

【市長部局】

所属／役職
子ども・健康部次長兼子育て支援課長
子ども・若者政策課長
健康増進課長
子ども・健康部各課 担当者
福祉部生活福祉課長
生活福祉課担当者

【教育委員会】

所属／役職
教育センター所長
教育センター担当者

(3) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定検討会議 参加者名簿

所属／役職
子ども・健康部長
次長兼子育て支援課長
子ども・若者政策課長
幼児保育課長
健康増進課課長
子ども・健康部各課 担当者

6. 掲載事業一覧（五十音順）

※施策体系の欄は「基本目標」の番号と「施策」の番号を示している。

事業名	施策体系	掲載頁	担当課
アイ・あいブック	2-1	68	子育て支援課
「赤ちゃんステーション」の設置	4-1	88	子育て支援課
安心安全な携帯やネットの使い方の推進	4-2	92	教育センター
安全な遊び場の提供	4-1	88	公園みどり課
育児相談会（うさちゃん育児相談会）	2-2	76	健康増進課
池田猪名川マラソン大会	1-2	54	生涯学習推進課
池田市人権教育基本方針	5-1	94	学校教育推進課
池田市地域自立支援協議会	1-3	60	障がい福祉課
池田市民カーニバル・五月山さくらまつり	1-2	54	空港・観光課
池田市要保護児童対策地域協議会虐待関係部会実務者会議	1-3	62	子育て支援課
池田市要保護児童対策地域協議会虐待関係部会実務者会議〔再掲〕	5-1	94	子育て支援課
池田市要保護児童対策地域協議会障がい児関係部会実務者会議	1-3	60	子育て支援課、発達支援課
池田市立休日急病診療所の運営	2-2	78	休日急病診療所
いじめ・不登校等トータルサポート事業	1-3	64	教育センター
いちごパーティー	2-1	67	子育て支援課
一時預かり事業	2-1	68	幼児保育課
1歳6か月児健康診査	2-2	76	健康増進課
違法駐車等防止事業	4-2	89	交通道路課
飲酒・喫煙・薬物防止教育	1-2	52	教育センター
英語教育推進事業	1-2	51	学校教育推進課
NPO 連携教育相談	1-3	64	教育センター
NPO 連携教育相談〔再掲〕	5-2	99	教育センター
エンゼル祝品交付事業	2-3	79	総合窓口課
エンゼル車提供制度	2-3	79	総合窓口課
おはなし推進事業	1-1	48	図書館（石橋プラザ）
親子ふれあい DAY 助成事業	1-1	48	子育て支援課

事業名	施策体系	掲載頁	担当課
親子無料開放	1-1	48	生涯学習推進課（総合スポーツセンター）
親と子の体操	1-2	54	生涯学習推進課（総合スポーツセンター）
親元近距離居住応援事業	4-1	87	都市政策課
介助員の配置	1-3	58	教育センター、教職員課
かかりつけ医の推進	2-2	78	健康増進課
学校・園における男女平等教育	3-2	82	学校教育推進課
学校人権教育推進活動事業	5-1	94	学校教育推進課
学校保健	1-2	52	保健給食課
「家庭の日」「家族の日」啓発	1-1	48	子ども・若者政策課
キッズコーナーの設置	4-1	88	子育て支援課
休日（日曜日・祝日）保育	2-1	70	幼児保育課
休日（日曜日・祝日）保育〔再掲〕	3-3	84	幼児保育課
狹隘道路整備促進補助事業	4-1	87	土木管理課
教育コミュニティづくり推進事業	1-2	52	教育政策課
教育相談	1-3	64	教育センター
教育相談〔再掲〕	5-2	99	教育センター
「教育のまち池田」総合企画推進事業	1-2	50	教育政策課
下水処理場施設見学	1-2	53	上下水道部下水処理場
結婚祝品利用券の贈呈	2-3	80	商工労働課
結婚支援事業	2-3	80	子ども・若者政策課
広域医療対策事業・豊能広域こども急病センター	2-2	78	健康増進課
公私立保育所（園）での障がい児保育の充実	1-3	59	幼児保育課、発達支援課
交通安全教室	4-2	89	交通道路課、幼児保育課、学校教育推進課
交通安全啓発事業	4-2	89	交通道路課
交通安全施設整備事業	4-1	88	交通道路課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	1-3	58	子育て支援課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業〔再掲〕	5-2	102	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金事業	1-3	58	子育て支援課

事業名	施策体系	掲載頁	担当課
高等職業訓練促進給付金事業〔再掲〕	5-2	102	子育て支援課
広報誌等発行	5-1	95	広報シティプロモーション課
交流教育及び共同学習	1-2	51	教育センター
子育て一時預かり利用券（ふくまるこども券）給付事業	2-1	69	子育て支援課
子育て一時預かり利用券（ふくまるこども券）給付事業〔再掲〕	2-3	80	子育て支援課
子育て支援パンフレット等作成事業	2-1	68	子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	2-1	68	子育て支援課
子育てに関する情報の提供	1-1	47	子ども・若者政策課
子ども安全対策事業	4-2	91	教育センター
子ども医療費助成	2-3	79	保険医療課
こども会育成事業	1-2	53	教育センター
子ども・子育て会議の運営（「子ども条例」の普及・啓発）	1-1	47	子ども・若者政策課
子ども・子育て会議の運営（「子ども条例」の普及・啓発）〔再掲〕	5-1	95	子ども・若者政策課
こども食堂開設支援事業	2-1	69・72	子ども・若者政策課
こども食堂開設支援事業〔再掲〕	3-3	85	子ども・若者政策課
こども食堂開設支援事業〔再掲〕	5-2	102	子ども・若者政策課
子どもの居場所づくり推進事業	2-1	72	教育センター
子どもの居場所づくり推進事業〔再掲〕	3-3	85	教育センター
子どもの学びサポート推進事業	1-2	50	教育政策課
子どもの学びサポート推進事業〔再掲〕	5-2	99	教育政策課
子ども 110 番の旗の配布	1-1	47	危機管理課
子ども 110 番の旗の配布〔再掲〕	4-2	90	危機管理課
コミュニティソーシャルワーカー設置事業	2-1	73	高齢・福祉総務課
雇用安定事業	5-2	102	商工労働課
サークル交流会	2-1	73	子育て支援課
災害情報提供体制の充実	4-2	91	危機管理課
在宅障がい児への療育の充実	1-3	59	児童発達支援センターやまばと学園
在日外国人日本語指導支援事業	1-2	51	学校教育推進課

事業名	施策体系	掲載頁	担当課
歳末防火意識啓発	4-2	90	消防本部総務課
産科医療機関等との連携	2-2	75	健康増進課
3歳6か月児健康診査	2-2	76	健康増進課
時間外保育事業（延長保育事業）	2-1	70	幼児保育課
時間外保育事業（延長保育事業）〔再掲〕	3-3	83	幼児保育課
事業所内保育所設置への働きかけ	3-1	81	幼児保育課
事業主に対する啓発活動の強化	3-1	81	商工労働課
自然体験推進事業	1-2	54	学校教育推進課
シティー・ガード対策事業	4-2	90	危機管理課
児童家庭相談事業・子ども家庭総合支援拠点	1-3	62	子育て支援課
児童家庭相談事業・子ども家庭総合支援拠点〔再掲〕	5-1	93	子育て支援課
児童家庭相談事業・子ども家庭総合支援拠点〔再掲〕	5-2	101	子育て支援課
児童館活動促進事業	1-2	55	生涯学習推進課（児童館）
児童館活動促進事業〔再掲〕	2-1	72	生涯学習推進課（児童館）
児童館活動促進事業〔再掲〕	3-3	86	生涯学習推進課（児童館）
児童虐待発生予防事業	1-3	62	子育て支援課
児童虐待発生予防事業〔再掲〕	5-1	93	子育て支援課
児童サービスの充実	1-2	56	図書館（石橋プラザ）
児童手当	2-3	79	子育て支援課
児童手当〔再掲〕	5-2	103	子育て支援課
児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業	1-3	59	児童発達支援センターやまぼと学園
児童扶養手当	1-3	57	子育て支援課
児童扶養手当〔再掲〕	5-2	103	子育て支援課
市民安全のつどいの開催	4-2	90	危機管理課
市民レクリエーション大会	1-2	54	生涯学習推進課
「社会を明るくする運動」ポスター・標語の募集	4-2	91	高齢・福祉総務課
就学就園助成	2-3	79	総務・学務課
就学就園助成〔再掲〕	5-2	99	総務・学務課
就学前教育の充実	1-2	49	学校教育推進課（幼稚園）

事業名	施策体系	掲載頁	担当課
就業と家庭責任の両立支援	3-2	82	人権・文化国際課
重度障がい者医療費助成	1-3	61	保険医療課
重度障がい者住宅改造助成	1-3	61	障がい福祉課
重度障がい者住宅改造助成〔再掲〕	4-1	87	障がい福祉課
就労準備事業	5-2	103	生活福祉課
ジュニアスポーツクラブ	1-2	55	生涯学習推進課
手話通訳者派遣事業	1-3	60	障がい福祉課
巡回支援の充実	2-1	69	幼児保育課
巡回支援の充実〔再掲〕	3-3	83	幼児保育課
巡回相談の充実	1-3	59	発達支援課、幼児保育課
障がい児（者）施設との交流	1-2	51	教育センター
障がい児（者）スポーツ教室	1-2	55	生涯学習推進課
障がい児タイムケア事業	1-2	55	発達支援課
障がい児通所支援事業	1-3	61	発達支援課
障がい者（児）機能訓練	1-3	61	障がい福祉課、休日急病診療所、 児童発達支援センターやまばと学園
障がい者歯科診療	1-3	61	障がい福祉課
障がい者社会参加促進	1-2	54	障がい福祉課
障がい者地域支援センター運営事業	1-3	60	障がい福祉課
障がい者補装具・日常生活用具給付	1-3	61	障がい福祉課
浄水場施設見学	1-2	53	上下水道部経営企画課
小中一貫教育推進事業	1-2	50	教育政策課
小・中学校就学援助	1-3	63	総務・学務課
小・中学校就学援助〔再掲〕	5-2	99	総務・学務課
少年団体育成事業	1-2	54	教育センター
少年の主張の開催	5-1	95	教育センター
情報教育推進	1-2	51	教育センター
消防訓練指導	4-2	91	消防署
消防施設見学	1-2	53	消防署
情報通信技術（IT）を活用した情報の提供	2-1	68	子ども・若者政策課、子育て支援課
食育推進計画	2-2	77	学校教育推進課、健康増進課、幼児保育課

事業名	施策体系	掲載頁	担当課
食育推進事業	2-2	77	健康増進課
食育推進事業〔再掲〕	5-2	101	健康増進課
食育に関する教育課程	2-2	78	学校教育推進課
職場体験	1-2	53	学校教育推進課
助産施設入所事業	1-3	63	子育て支援課
女性のための相談事業	5-1	95	人権・文化国際課
自立支援教育訓練給付金事業	1-3	57	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金事業〔再掲〕	5-2	102	子育て支援課
人権等相談事業	5-1	95	人権・文化国際課
人権擁護啓発事業	5-1	95	人権・文化国際課
新生児聴覚検査事業	2-2	75	健康増進課
進路指導・進路選択支援	1-3	64	学校教育推進課、教育センター
進路指導・進路選択支援〔再掲〕	5-2	99	学校教育推進課、教育センター
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	1-3	65	教育センター
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置〔再掲〕	5-2	99	教育センター
生活保護受給者等進学支援事業	5-2	100	生活福祉課
青少年国際交流	1-2	55	人権・文化国際課
青少年指導員活動事業	1-1	47	教育センター
青少年の健全育成（五月山児童文化センター）	1-2	56	生涯学習推進課（五月山児童文化センター）
青少年の健全育成（五月山児童文化センター）〔再掲〕	2-1	73	生涯学習推進課（五月山児童文化センター）
青少年の健全育成（五月山児童文化センター）〔再掲〕	3-3	86	生涯学習推進課（五月山児童文化センター）
青少年の健全育成（水月児童文化センター）	1-2	56	生涯学習推進課（水月児童文化センター）
青少年の健全育成（水月児童文化センター）〔再掲〕	2-1	73	生涯学習推進課（水月児童文化センター）
青少年の健全育成（水月児童文化センター）〔再掲〕	3-3	86	生涯学習推進課（水月児童文化センター）
セーフティー・キーパー対策事業	4-2	91	危機管理課
世代間交流等	1-1	49	幼児保育課
専門職員による在園児への療育指導	1-3	59	児童発達支援センターやまぼと学園
送迎保育ステーション事業	2-1	70	幼児保育課

事業名	施策体系	掲載頁	担当課
送迎保育ステーション事業〔再掲〕	3-3	84	幼児保育課
相談体制の充実	1-2	52	教育センター
待機児童解消保育事業	2-1	70	幼児保育課
待機児童解消保育事業〔再掲〕	3-3	84	幼児保育課
卓球のまちづくり事業	1-2	54	生涯学習推進課
多様な就労形態で働く女性への意識啓発	3-1	82	商工労働課
男女共同参画啓発事業	3-2	82	人権・文化国際課
男女共同参画貢献に対する顕彰	3-2	83	人権・文化国際課
地域開放、所（園）庭開放	2-1	68	幼児保育課
地域学習教室事業（ふくまるはばたき塾）	1-2	52	学校教育推進課
地域学習教室事業（ふくまるはばたき塾）〔再掲〕	5-2	99	学校教育推進課
地域交流・園開放（あそびの広場）	2-1	68	学校教育推進課（幼稚園）
地域子育て支援拠点事業	2-1	67	子育て支援課
地域子育て支援推進会議	2-1	68・73	子育て支援課
地域住民による子育て支援の推進	1-1	47	子ども・若者政策課
地域住民による子育て支援の推進〔再掲〕	4-2	90	子ども・若者政策課
地域就労支援事業	1-3	58	商工労働課
地域就労支援事業〔再掲〕	3-1	82	商工労働課
地域就労支援事業〔再掲〕	5-2	102	商工労働課
父親への子育て支援	2-1	67	子育て支援課
中学校指導支援事業	1-3	65	教育センター
中学校指導支援事業〔再掲〕	4-2	91	教育センター
通級による指導の充実	1-3	59	教育センター
DV相談	5-1	95	人権・文化国際課
適応指導	1-3	65	教育センター
出前講座	1-2	53	上下水道部経営企画課
電話育児相談	2-2	76	健康増進課
特別支援教育推進（巡回指導及び定期診断・就学相談）	1-3	58	教育センター
特別支援教育の体制の充実	1-3	58	教育センター

事業名	施策体系	掲載頁	担当課
特別児童扶養手当	1-3	61	発達支援課
特別障がい者手当等給付	1-3	61	発達支援課、障がい福祉課
図書館施設見学	1-2	53	図書館（石橋プラザ）
ドメスティック・バイオレンス対策事業	5-1	95	人権・文化国際課
乳児家庭全戸訪問事業	1-3	63	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業〔再掲〕	2-2	75	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業〔再掲〕	5-1	94	健康増進課
乳児後期健康診査	2-2	76	健康増進課
乳児保育	2-1	70	幼児保育課
乳児保育〔再掲〕	3-3	83	幼児保育課
乳幼児健康診査等での事故予防の啓発	2-2	77	健康増進課
乳幼児健康診査等での食育	2-2	78	健康増進課
乳幼児健康診査等での食育〔再掲〕	5-2	102	健康増進課
乳幼児とのふれあい・交流機会の充実	1-1	49	子育て支援課
妊娠・出産・子育て応援事業	2-3	80	子育て支援課
妊娠・出産支援事業	1-3	63	健康増進課
妊娠・出産支援事業〔再掲〕	2-2	75	健康増進課
妊娠・出産支援事業〔再掲〕	5-2	100	健康増進課
認定こども園の充実	1-2	49	幼児保育課（各こども園）
妊婦健康診査	2-2	74	健康増進課
パートタイム労働者などの労働条件の整備	3-1	81	商工労働課
発達支援システム推進事業	1-3	59	発達支援課
発達相談	1-3	60	発達支援課
花菖蒲まつり	1-2	54	空港・観光課
バリアフリー化推進事業（バリアフリーマスタープラン策定）	4-1	88	交通道路課
ひとり親家庭医療費助成	1-3	57	保険医療課
ひとり親家庭医療費助成〔再掲〕	5-2	103	保険医療課
ひとり親家庭相談	1-3	57	子育て支援課
ひとり親家庭相談〔再掲〕	5-2	101	子育て支援課

事業名	施策体系	掲載頁	担当課
ひまわり親子教室	1-3	60	発達支援課、やまばと学園、健康増進課
病児・病後児保育	2-1	68	幼児保育課
ファミリーサポートセンター運営事業	2-1	69	子育て支援課
不育症治療費助成事業	2-2	75	健康増進課
福祉貸付事業	1-3	64	生活福祉課
福祉貸付事業〔再掲〕	5-2	103	生活福祉課
ふたご・みつごのびのび	2-1	67	子育て支援課
フルーツバスケット	2-1	67	子育て支援課
文化教養講座事業	1-1	48	中央公民館
分娩プロジェクト（はぐくみ はばたけ いけだ Baby）	2-2	75	市立池田病院医療管理課
保育士確保事業	2-1	69	幼児保育課
保育士確保事業〔再掲〕	3-3	83	幼児保育課
保育所（等）食育推進事業	2-2	78	幼児保育課
保育所・幼稚園等児童エンゼル補助金交付事業	2-3	79	幼児保育課
保育所等の利用調整及び量の確保	2-1	69	子ども・若者政策課、幼児保育課
保育所等の利用調整及び量の確保〔再掲〕	3-3	83	子ども・若者政策課、幼児保育課
保育所等保育内容の充実	2-1	69	幼児保育課
保育所等保育内容の充実〔再掲〕	3-3	83	幼児保育課
保育所、幼稚園等の所属集団、発達支援課、やまばと学園等との連携	1-3	60	健康増進課
防火防災意識啓発	4-2	90	消防本部予防課
防災教育の推進	4-2	90	消防署
防災訓練の実施	4-2	91	危機管理課
防災対策の推進	4-2	91	危機管理課
放置自転車等対策事業（池田・石橋阪大前駅周辺）	4-2	89	交通道路課
防犯委員会補助事業	4-2	90	危機管理課
防犯教室	4-2	90	幼児保育課
ホームページ「キッズいけだ」	5-1	95	広報シティプロモーション課
保険給付事業（国民健康保険・出産育児一時金の支給）	2-3	80	国保・年金課

事業名	施策体系	掲載頁	担当課
保健体育や保健指導の充実	1-2	52	学校教育推進課、健康増進課
母子健康手帳の交付	2-2	74	健康増進課
母子生活支援施設入所事業	1-3	57	子育て支援課
母子生活支援施設入所事業〔再掲〕	5-2	101	子育て支援課
母子・父子住宅	1-3	57	子育て支援課（都市政策課）
母子・父子住宅〔再掲〕	4-1	87	子育て支援課（都市政策課）
母子・父子住宅〔再掲〕	5-2	101	子育て支援課（都市政策課）
母子・父子自立支援プログラム策定	1-3	58	子育て支援課
母子・父子自立支援プログラム策定〔再掲〕	5-2	102	子育て支援課
母子保健 地区担当保健師活動	1-3	63	健康増進課
母子保健 地区担当保健師活動〔再掲〕	5-2	100	健康増進課
保幼小交流	1-2	50	学校教育推進課、幼児保育課、教育政策課（幼児教育サポートチーム）
ボランティア教育の推進	1-2	51	学校教育推進課
ボランティア交流会	2-1	73	子育て支援課
みなし寡婦（寡夫）控除	1-3	57	子育て支援課
約束クリニック	2-2	76	健康増進課
豊かな心の教育	1-2	50	学校教育推進課
養育支援訪問事業	1-3	63	子育て支援課
養育支援訪問事業〔再掲〕	5-2	101	子育て支援課
幼児教育サポート事業	1-2	50	教育政策課（幼児教育サポートチーム）
幼児の知力・体力向上事業	1-2	50	生涯学習推進課
幼稚園等の預かり保育	2-1	70	総務・学務課、幼児保育課
幼稚園等の預かり保育〔再掲〕	3-3	84	総務・学務課、幼児保育課
幼保交流	1-2	49	学校教育推進課（幼稚園）、幼児保育課
予防歯科教室	2-2	76	健康増進課
2歳6か月児歯科健康診査	2-2	76	健康増進課
予防接種	2-2	77	健康増進課
4か月児健康診査	2-2	75	健康増進課
利用者支援事業（基本型） にじいろ	1-3	62	健康増進課

事業名	施策体系	掲載頁	担当課
利用者支援事業（基本型） にじいろ〔再掲〕	2-1	66	健康増進課
利用者支援事業（基本型） にじいろ〔再掲〕	2-2	77	健康増進課
利用者支援事業（基本型） にじいろ〔再掲〕	5-1	94	健康増進課
利用者支援事業（基本型） にじいろ〔再掲〕	5-2	100	健康増進課
利用者支援事業（特定型） 〔保育コンシェルジュの拡充〕	2-1	67・ 70	幼児保育課
利用者支援事業（特定型） 〔保育コンシェルジュの拡充〕〔再掲〕	3-3	84	幼児保育課
利用者支援事業（母子保健型） 子育て世代包括支援センター	1-3	62	健康増進課
利用者支援事業（母子保健型） 子育て世代包括支援センター〔再掲〕	2-1	66	健康増進課
利用者支援事業（母子保健型） 子育て世代包括支援センター〔再掲〕	2-2	74	健康増進課
利用者支援事業（母子保健型） 子育て世代包括支援センター〔再掲〕	5-1	94	健康増進課
利用者支援事業（母子保健型） 子育て世代包括支援センター〔再掲〕	5-2	100	健康増進課
両親教室	1-1	48	健康増進課
両親教室〔再掲〕	2-2	74	健康増進課
留守家庭児童会運営事業	2-1	72	子育て支援課
留守家庭児童会運営事業〔再掲〕	3-3	85	子育て支援課
歴史民俗資料館の展示見学、出前授業	1-2	53	歴史民俗資料館
わかばクラブ	1-3	60	発達支援課